

資格を必要とする方

(1) 高圧法関係

高圧ガスの製造、販売、移動、消費において、**高圧法で特に定める高圧ガスを取り扱う方等には資格が必要**となりますが、各資格とその資格が必要な事業所区分との関係の概要は次のとおりです。(資格が必要となる高圧ガスの種類及び取り扱い量等の詳しい内容については、それぞれの講習案内のページを参照してください。)

資格の名称	事業所区分 注1)	製 造 注2) (冷凍以外)	製 造 (冷 凍)	販 売	移 動	消 費 注4)
高圧ガス製造保安責任者(冷凍以外)		○		○ 注3)	○	○
高圧ガス製造保安責任者(冷凍)			○			
高圧ガス販売主任者				○		○ 注5)
高圧ガス移動監視者					○	
特定高圧ガス取扱主任者						○

注1) 各事業所区分の○印に応じた資格のいずれかが必要になります。

注2) コールド・エバポレータ(C E)を設置して高圧ガスを製造する事業所に必要な保安責任者向けの「C E 受入側保安責任者講習」制度もあります。

注3) 丙種化学(特別)責任者は該当しません。また、丙種化学(液石)責任者はL Pガスのみについて資格があります。

注4) 定められた7種類の高圧ガスの消費をいいます。

注5) 定められた7種類の高圧ガスのうち、L Pガスを除く6種類については第一種販売主任者でもかまいません。第二種販売主任者は該当しません。

(2) L P法関係

資格の名称	事業所区分	販 売	保安業務 (供給・消費設備の 点検・調査)	設備工事	バルク充てん
高圧ガス製造保安責任者			○		○ 注1)
高圧ガス販売主任者		○ 注2)	○ 注3)		
液化石油ガス設備士			○ 注3)	○	
業務主任者の代理者 注4)		○	○ 注5)		
保安業務員			○ 注6)		
調査員			○ 注7)		
充てん作業員			○ 注8)		○

注1) 充てん作業員講習の受講が必要(L Pガスの移動式製造設備の経験が1年以上あれば講習科目の一部免除あり。)

注2) 第二種販売主任者に限ります。

注3) 平成12年3月31日までに免状を取得された高圧ガス販売主任者は、平成12年4月1日以降実施の「業務主任者再講習」を、平成12年3月31日までに免状を取得された液化石油ガス設備士は、平成12年4月1日以降実施の「設備士再講習」を受講された方でないと、行うことができない業務があります。

注4) 業務主任者の代理者に選任されるためには、実務経験6月以上及び18歳以上である必要があります。

注5) 資格取得の時期等により、行うことができない業務があります。

注6) 資格取得の時期等により、行うことができない業務があります。また、保安業務を行うためには、実務経験6月以上が必要となります。

注7) 供給設備・消費設備の点検・調査の実施項目に制限があります。また、保安業務を行うためには、実務経験6月以上が必要となります。

注8) 供給設備の点検のみ実施できます。また、平成12年3月31日までに講習修了証を取得された充てん作業員は、平成12年4月1日以降実施の「充てん作業員再講習」を受講された方でないと、行うことができない業務があります。